



《会計・税務の知識》 小規模企業者の支援制度③—税務編—

はじめに

前稿（2014.5.22号）、前々稿（2014.1.16号）において、特に融資に関するものについて小規模企業者が受けることができる支援制度の概要をご紹介しました。本稿では、税制の観点から小規模企業者の支援制度の概要をいくつかご紹介いたします。

1. 中小法人の範囲

これまでご紹介しました小規模企業者の範囲は前々稿をご参照ください。法人税法における定義によると、中小法人は、資本金1億円以下の法人とされています。資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等の100%子法人等には下記特例は適用できませんのでご注意ください。

2. 法人税率の軽減

（1）制度の概要

法人税の税率は原則として25.5%です。ただし、中小法人は平成24年4月1日から平成27年3月31日までに開始する各事業年度分の年800万円以下の所得金額の部分については、税率が15%に軽減されています。

区分		所得	税率
普通法人	中小法人	年800万円以下の部分	15%
		年800万円超の部分	25.5%
	大法人	全額	25.5%

（2）適用時期

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度

3. 欠損金の繰越控除

（1）制度の概要

青色申告書を提出した事業年度において欠損金が生じた場合にはその事業年度の後の事業年度以降に繰り越して、後の事業年度の所得から欠損金を控除することにより、法人税の負担を軽減することができます。

控除される欠損金は、各事業年度開始前9年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額です。中小法人等以外の法人については、平成24年4月1日以後開始事業年度より、所得金額の80%相当額を控除限度額とする制限があります。

（2）適用時期

平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金

4. 欠損金の繰戻還付

（1）制度の概要

青色申告書を提出する事業年度に欠損金が生じた場合、翌事業年度以降に繰り越すのではなく、欠損金が生じた事業年度開始の日の前1年以内に開始した事業年度の所得金額を繰戻し、既に納めた法人税から、欠損金の分だけ還付を受けることができます。

（2）適用時期

平成28年3月31日までに終了する事業年度において欠損金額が生じた場合

5. 交際費課税の特例

（1）制度の概要

法人が支出した交際費等は、原則として、全額損金の額に算入しないこととされていますが、中小法人に限り、年800万円以下の交際費等の全額損金算入が認められています。

また、中小法人については、上記の取り扱いと飲食費の50%損金算入措置（接待飲食費の額の50%に相当する金額は損金の額に算入する）との選択適用ができることとなります。接待飲食費の額が年1,600万円以下の場合には「800万円以下の交際費等の全額損金算入」を適用したほうが有利となります。

（2）適用時期

平成26年4月1日から平成28年3月31日までに開始した事業年度

おわりに

小規模企業者への支援という視点から、中小法人に適用される特例をご紹介しました。本制度の適用につきましては詳細な要件がありますので、税理士等へご相談のうえ適切に行っていただくことをお勧めします。

制度上の優遇措置を積極的に活用して日本経済を牽引する原動力となって頂きたいものです。

（担当：齋藤）